



共に羽ばたく未来に

税理士法人

will Tax News

2021 年 7 月号 No.037

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-27-5 大橋ビル 4F

Tel 03-6432-9986 / Fax 03-6432-9987

HP [http:// will-tax.com](http://will-tax.com)

e-mail info@will-tax.com

今月のテーマ

消費税の対象となる取引とならない取引

一昨年の10月から消費税の軽減税率が導入されてから領収書の消費税の記載に注意を向ける方が増えたのではないのでしょうか。食料品等についてテイクアウトならば8%、外食ならば10%の消費税率が適用される訳ですが、商取引の中には消費税が非課税だったり、そもそも消費税自体がかからない取引があります。今回は消費税の対象となる取引とならない取引をご紹介します。

1. 消費税の対象とならない取引

消費税は、①日本国内において ②事業者が事業として ③対価を得て 行われる ④物品の売買やサービスの提供(以下、「資産の譲渡等」といいます)に対して課税されます。この①～④までの4つの条件のうちどれか一つでも欠けた場合は消費税がかからない取引(以下、「対象外取引」といいます)になります。これら4つの条件のうちイメージすることが難しいのは②になるかと思います。

事業者というのは、個人事業者と法人が該当します。個人事業者とは、一般的には所得税の確定申告書を提出すべき事業を営んでいる個人を指します。個人事業者でない個人が資産の譲渡等を行っても、それは「事業として」行われていないため消費税の対象外取引となります。法人はその成り立ちから全ての行為が「事業として」行われていると判断されます。

下表に消費税の対象外取引となるものの具体例と判断根拠を示します。

具体例	判断根拠
給与、賃金	労働の対価であり、事業として行う資産の譲渡等の対価ではない
寄附金、見舞金、補助金	資産の譲渡等の対価として支払われるものでない
家庭用財産の譲渡	事業者が事業として行ったものではない
保険金、共済金の受け取り	資産の譲渡等の対価ではない
損害賠償金	資産の譲渡等の対価として支払われるものでない

2. 消費税の対象となる取引

(1) 非課税取引

上記1の①から④の条件を満たす取引で、消費税を課税することがなじまないものや社会政策上の配慮から消費税を課税しないことと決められた取引については、消費税が非課税となります。例えば、土地の売却や貸付、住宅の貸付などが該当します。詳細については[国税庁 HP](#)で確認することができます。

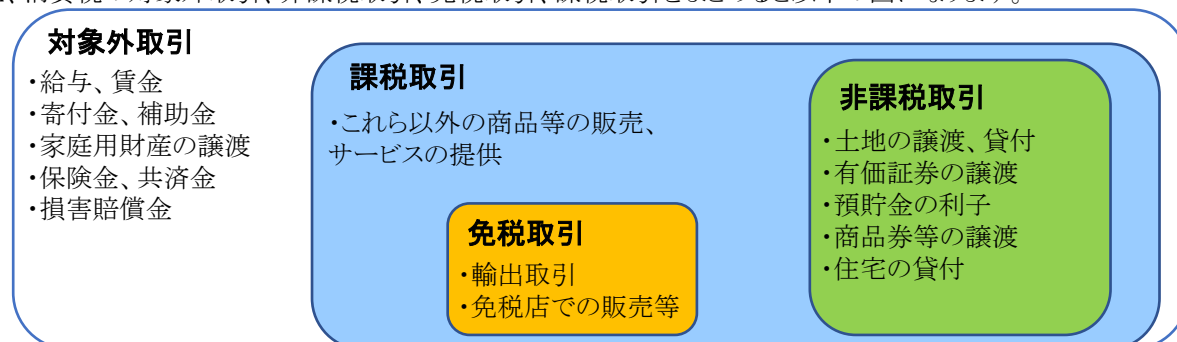
(2) 免税取引

上記1の①から④の条件を満たす取引で、非課税取引以外の取引は消費税の課税取引になりますが、輸出される物品等については国際的慣行から消費税などの間接税を課税しないようにしています。したがって、一定の手続きを経て輸出される商品等やいわゆる免税店における外国人旅行者に対して販売する輸出物品等については消費税が免除されます。

(3) 課税取引

上記1の①から④の条件を満たす取引で、非課税取引にも、免税取引にも該当しない取引が課税取引として、標準税率10%・軽減税率8%が課されます。

以上、消費税の対象外取引、非課税取引、免税取引、課税取引をまとめると以下の図になります。



2021 年 7 月号 No.037